

## 争議行為の通知の公表

青森県青森市長島2丁目10の17に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

令和2年2月21日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 争議行為の目的 生活を守る賃金と雇用の確保等
- 2 争議行為の日時 2020年3月12日午前0時より妥結まで
- 3 争議行為の場所 青森保健生活協同組合の全職場、または一部  
津軽保健生活協同組合の全職場、または一部  
八戸医療生活協同組合の全職場、または一部
- 4 争議行為の概要 上記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為を単独または、併用しておこなう。